

一般財団法人広島市都市整備公社物品売買等競争入札参加者等選定委員会要領

(設置)

第1条 本公社の物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る業務を除く。以下同じ。）の提供（以下「物品売買等」という。）に係る契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格の設定等及び指名競争入札に参加する者並びに随意契約の相手方（以下「入札参加者等」という。）の選考を適正かつ公正に行うため、一般財団法人広島市都市整備公社物品売買等競争入札参加者等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務等)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札に付する案件に係る入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の設定に関する事。
 - (2) 入札参加者に係る入札参加資格の有無の確認に関する事。
 - (3) 入札参加者の選考に関する事。
 - (4) 1件当たりの予定価格が100万円を超える特命随意契約の採用に関する事。
- 2 発注担当課長（物品売買等の契約を発注する課の長をいう。以下同じ。）は、前項第1号の入札参加資格の設定に当たり、次に掲げる入札参加資格以外の事項を入札参加資格に加えようとする場合は、その適否について、あらかじめ委員会の審議に付すものとする。ただし、当該契約に係る仕様等が前回発注時の仕様等と同一である等により、あらかじめ委員会の審議に付する必要がないと認める場合は、この限りでない。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び一般財団法人広島市都市整備公社契約規程第3条第2項の規定に該当しない者である事。
 - (2) 広島市契約規則第3条第3項に規定する有資格者として同項の規定により作成された名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者である事。
 - (3) 広島市の物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年9月12日施行。以下「物品等競争入札参加資格者要綱」という。）第7条第1項及び第2項の規定により指定された者に該当する者である事。
 - (4) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者である事。
 - (5) 公表日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年4月1日施行）第2条の規定による指名停止措置若しくは物品等競争入札参加資格者要綱第6条の規定による一般競争入札参加資格の取消しを受けていない者である事。
- 3 発注担当課長は、第1項第2号の入札参加資格の有無の確認については、特に必要があると認める場合に限り、委員会の審議に付すものとする。
- 4 第1項に規定する事務は、1件当たりの設計金額又は支出何額（以下「設計金額等」という。）に応じて、第一選定委員会、第二選定委員会及び第三選定委員会を設置し、それぞれ分担するものとする。
- 5 前項に規定する第一選定委員会、第二選定委員会及び第三選定委員会が分担する設計金額等の区分は、次のとおりとする。

区 分	第一選定委員会	第二選定委員会	第三選定委員会
設計金額等	2千万円以上	1千万円以上 2千万円未満	1千万円未満

(構成等)

第3条 前条第4項に規定する第一選定委員会、第二選定委員会及び第三選定委員会は、それぞれ次の者をもって構成する。

区 分		委 員
第一選定委員会		理事長 専務理事 常務理事 各部の部長（担当部長を除く。）
第二選定委員会		専務理事 常務理事 各部の部長（担当部長を除く。）
第三選定委員会	経営管理部の所管に係るもの	経営管理部長 経営管理課長 企画管理担当課長 広島港さん橋管理事務所長
	住宅管理部の所管に係るもの	住宅管理部長 経営管理課長 住宅管理担当課長
	環境事業部の所管に係るもの	環境事業部長 経営管理課長 環境事業課長 管理課長 業務課長
	下水道部の所管に係るもの	下水道部長 経営管理課長 管理担当課長
	防災部の所管に係るもの	防災部長 経営管理課長 指導第一担当課長 指導第二担当課長

2 第一選定委員会、第二選定委員会及び第三選定委員会にそれぞれ委員長及び副委員長を置き、それぞれ次の者をもって充てる。

区 分	委 員 長	副 委 員 長	
第一選定委員会	理事長	常務理事（経営管理部担当）	
第二選定委員会	常務理事（経営管理部担当）	常務理事（下水道部担当）	
第三選定委員会	経営管理部の所管に係るもの	経営管理部長	経営管理課長
	住宅管理部の所管に係るもの	住宅管理部長	住宅管理担当課長
	環境事業部の所管に係るもの	環境事業部長	環境事業課長
	下水道部の所管に係るもの	下水道部長	管理担当課長
	防災部の所管に係るもの	防災部長	指導第一担当課長

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 委員会の会議は、公開しないものとし、何人も会議の内容を他に漏らしてはならない。

(持回りの審議)

第5条 委員長は、緊急の必要により会議を開催する暇がないときは又はあらかじめ委員全員に了承された審議内容については、持回りの方法により、各委員の表決を求めることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の表決において準用する。この場合において、同条第3項の規定の適用については、表決に参加した者を出席した者とみなす。

(委員への説明)

第6条 委員会での検討に際して、物品売買等の概要、入札参加条件等の設定内容及び選考の理由に関する説明は、物品売買等に係る所管の部長又は発注担当課長が行うものとする。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(委員会資料の提出期限)

第8条 当該業務の担当課長（これに準じる者を含む。）は、委員会での検討に当たり必要となる資料を、委員会開催日の3日前（一般財団法人広島市都市整備公社の休日を定める規則第1項各号に掲げる日を除く。）までに、委員会の庶務を担当する課に提出しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、次の各号に掲げる課において、処理する。

(1) 第一選定委員会、第二選定委員会及び第三選定委員会（経営管理部の所管に係るものに限る。）に係るものについては経営管理部経営管理課

(2) 第三選定委員会に係るもののうち、住宅管理部の所管に係るものについては住宅管理部、環境事業部に係るものについては環境事業課、下水道部の所管に係るものについては下水道部、防災部の所管に係るものについては防災部

(委任規定)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領の改正は、平成20年2月1日から施行する。

(財団法人広島市都市整備公社設計等委託業務入札参加者等選考委員会要領の廃止)

2 昭和61年4月1日施行の財団法人広島市都市整備公社設計等委託業務入札参加者等選考委員会要領は、この要領の改正と同時にこれを廃止する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。